

郡山市勤労者研修センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第 12 号

郡山市勤労者研修センター条例の一部を改正する条例

郡山市勤労者研修センター条例（平成 5 年郡山市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条第 1 項の規定に基づき、勤労者の資質及び技術の向上を図り地域産業の振興に寄与するため、郡山市勤労者研修センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第 3 条 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p><u>(休館日)</u></p> <p>第 4 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>館内整理日（毎月末日とし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。）</u></p> <p>(3) <u>1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長（第15条の規定により指定管理者（法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第 7 条まで及び第 13 条第 1 項の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「使用許可」とい</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、勤労者の資質及び技術の向上を図り地域産業の振興に寄与するため、郡山市勤労者研修センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第 3 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することがで</p>

う。)に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可をしない。

(1)～(3) (略)

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(使用料の徴収の特例)

第9条 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第11条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市(市の機関を含む。以下次号において同じ。)が主催して行うものに使用するとき。

(2) 市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

きる。

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(使用許可の取消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(使用料の徴収の特例)

第6条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第8条各号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合であって、変更後の使用料の額が変更前の使用料の額以上となるときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

(使用料の免除)

第7条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(3) 指定管理者が主催して行う事業であつて、市長が認めるものに使用するとき。

(4) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除することが適当と認めるとき。

(使用料の不返還)

第11条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) (略)

(2) 使用者が使用を開始する前までに、使用の取りやめの申出をし、市長がこれを承認したとき。

(3) 使用者が使用を開始する前までに、使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。

(4) 使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。

(5) (略)

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の原状回復義務)

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 (略)

(使用者の賠償責任)

第14条 (略)

(管理の代行)

第15条 市長は、センターの管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 施設、設備等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務

(2) 第22条に規定する利用料金に関する業

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) (略)

(2) 使用者が使用を開始する前に、使用の取り消し又は変更を求める申し出をし、市長がこれを承認したとき。

(3) 使用者が使用を開始する前に、使用の許可を取り消されたとき。

(4) (略)

(原状回復)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 (略)

(賠償責任)

第10条 (略)

務

(3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
(指定管理者の募集の公告等)

第16条 市長は、前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告するものとする。ただし、指名する法人その他の団体又は指名する複数の団体のうちから選定したものを指定管理者として指定しようとする場合は、この限りでない。

(指定管理者の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書にセンターの管理の実施に関する計画書(以下「事業計画書」という。)等を添付して市長に申請しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続を行っていないこと。

(3) 郡山市税を滞納していないこと。

(4) その他規則で定める要件

(指定管理者の選定)

第18条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、事業計画書等の内容を次に掲げる基準により審査し、センターの管理を行うことについて適当と認める団体を、指定管理者の候補となる団体に選定するものとする。

(1) センターにおける市民の平等な利用を確保できるものであること。

(2) センターの効用を最大限に発揮できるものであること。

(3) センターの管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。

(4) センターの管理を安定して行うために必要な人的能力、物的能力その他の経営上の基盤を有していること。

(5) 申請した団体がセンターの管理に伴い作成し、又は取得した個人情報の保護のための適切な措置を講じることができるものであること。

(6) その他市長がセンターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準

2 市長は、前項の規定により選定をしたときは、速やかにその結果を前条第1項の規定により申請した団体に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、前条第1項の規定により選定した指定管理者の候補となる団体について、議会の議決を経たときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定する場合において、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(協定の締結)

第20条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間の開始前に、センターの管理に関し、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の提出)

第21条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日)以内にしなければならない。

(利用料金)

第22条 使用者は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付しなければならない。この場合において、第8条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、第9条及び第10条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第11条の規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第3項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受する旨及びその額又は算出方法等についてセンターを使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。

(指定等の公告)

第23条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

(1) 第19条第1項の規定により指定管理者を指定したとき。

(2) 前条第3項の規定により利用料金の額を承認したとき。

(3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 前3号の規定により公告した事項に変

更があったとき。

(使用時間等の変更)

第24条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第3条に規定する使用時間を臨時に変更し、又は第4条に規定する休館日を臨時に変更し、若しくは臨時に設けることができる。

(事業計画書等の内容変更等)

第25条 指定管理者は、第17条第1項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な事項を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第26条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第27条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の賠償責任)

第28条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(処分の効力)

第29条 指定管理者の指定の期間の開始若しくは満了又は法第244条の2第11項の規定による指定の取消し若しくは業務の全部若しくは一部の停止によりセンターの管理を行う者に変更があったときは、当該変更の日前にセンターの使用許可の権限を有する者(以下「変更前の権限者」という。)に対してなされた使用許可の申請及び変更前の権限者によりされた使用許可は、変更の日以後に使用許可の権限を有する者(以下「変更後の権限者」という。)に対してなされた使用許可の申請及び変更後の権限者によりされた使用許可とみなす。

(委任)

第30条 (略)

(委任)

第11条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

2 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成11年郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
公の施設	使用料	公の施設	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
郡山市東部勤労者研修センター	郡山市勤労者研修センター条例(平成5年郡山市条例第9号)第8条に規定する使用料	郡山市東部勤労者研修センター	郡山市勤労者研修センター条例(平成5年郡山市条例第9号)第6条に規定する使用料
(略)	(略)	(略)	(略)